

## 平成 18 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 竹 内 享 一 局 長 補 佐 藤 谷 博 之  
議 事 調 査 係 長 佐 藤 正 之

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	長 谷 山 良
建 設 課 長	佐 藤 家 一	下 水 道 課 長	佐 々 木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成18年12月22日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第131号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第132号 にかほ市基本構想の策定について
- 第3 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第4 議案第134号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 第5 議案第135号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第6 議案第136号 市道路線の認定について
- 第7 議案第137号 市道路線の変更について
- 第8 議案第138号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第9 議案第139号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第10 議案第140号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)
- 第11 議案第141号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第142号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第143号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第144号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第145号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第16 陳情第12号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書
- 第17 陳情第13号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書
- 第18 陳情第14号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書
- 第19 陳情第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書
- 第20 陳情第16号 大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書
- 第21 陳情第17号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書の提出について
- 第22 陳情第18号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書
- 第23 請願第2号 市道(546)水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書(継続審査中)
- 第24 議提第17号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書
- 第25 議提第18号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求

める意見書

第26 議提第19号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求

める意見書

第27 議提第20号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書

第28 議提第21号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

第29 議提第22号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

第30 議提第23号 にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

第31 議提第24号 大規模養豚事業に関する決議

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、皆様のお手元に配付のとおりでございます。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩



平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員( 23 名 )

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補佐	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之		

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男

農漁村整備課長 伊藤賢二 観光課長 長谷山 良  
建設課長 佐藤家一 下水道課長 佐々木 義明  
教育委員会総務課長 佐藤文一

平成 18 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 138 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 01 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） 皆さん、おはようございます。

議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の当委員会に付託された部分の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、13 ページでございます。総務費の一般管理費の中に、1 節の報酬 6 万 2,000 円ございますが、これは特別職の報酬審議会、人員は 10 名でございますが、合併後 1 年を経過していると。さらに、他の自治体との均衡、こういったものを審議会で審議してもらいたいということでございます。その結果につきましては新年度に反映させたい、こういうふうな説明がございました。

次、12 節、通信運搬費 600 万円でございます。当初の段階で、旧 3 町の状況を見て、1,100 万円、予算措置をしたわけでございますけれども、若干不足ぎみだったようでございます。最近の情報から見て、個人情報保護、あるいは合併の絡み、こういったことから、郵便物が非常にふえておるようでございます。そういうことから、3 月までの状況を見まして、600 万円という非常に大きい金額でございますが、補正をした、こういう状況でございます。

次、8 目運転管理費 13 節の委託料、金額は 30 万円でございますが、運転業務に関する委託料の増でございます。

庁用車の運転業務、これが非常にふえているようでございます。参考までに申し上げますが、運

転業務に当たる職員は7名、委託関係でも7名ということでございます。この中で、委員から、庁用運転者の安全教育、こういったものについては徹底を期してほしい、こういうふうな意見が出されました。

予算、そのほか税務関係、それからサービスセンター関係、災害対策、こういったものもござい  
ますが、特に意見等は出ませんでした。

当委員会の付託部分につきましては、委員全員の賛成で可決に決しております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） 去る15日、当委員会に付託になりました議案第138号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）中、市民部、健康福祉部、消防、教育委員会に関する事項についての審査が終了いたしておりますので、報告申し上げます。

賛成多数により可決をいたしております。

審査の内容について若干御報告申し上げます。

児童福祉費関係で、申請手続の完了、制度改正による対象者の拡充、所得制限の緩和などによる一部計上漏れも含め、国と県からの歳入と児童手当の給付を現状に沿った予算の調整としたよう  
あります。

防犯街灯対策費では、市内には4,656基の街灯があるようで、地区別には、象潟1,930基、金浦1,024基、仁賀保1,702基、当初予算計上時点で、若干少しずつ毎年ふえているようですが、そういった関係もあり、実績見積もりの把握が難しかったとのことで、各項目に見られるように、原油高騰による影響も多少あったよう  
であります。

地域支援事業では、通所型介護予防、訪問型介護予防、家族介護継続支援などの事業に、当初、高齢者の5%程度、約400人ぐらいを見込み、予算計上したようですが、実質の対象者が約その半数ぐらいということで、実績に基づき減額補正となっております。

常備消防関係では、歳入は、消防法に基づき、工場やガソリンスタンドの設置、変更、完成等の許認可事務の検査手数料で、歳出では、救急救命士の組合病院での研修費で、病院側の受け入れが整わないとなかなかできないという事情もあるようで、今回の実施に伴う補正であります。

教育委員会関係では、前段に申し上げた原油高騰により、各学校、施設の燃料費、光熱水費の増額が随所に見られます。象潟中学校建てかえに伴う備品購入費では、当然ながら、使えるものは使っていくとのことですが、これまでも行事等の際、公民館のいすやテーブルを運んでいた経緯もあ  
ったようで、折りたたみいす350脚、会議用テーブル8卓を初め、450万円の計上となっております。

した。また、給食共同調理場の建てかえにあわせ、食器類の更新、外構工事、備品購入に相当の予算が計上されておりますが、厨房用備品、20年近く使用してきた運搬車2台の更新、そして、食器等の調達が大きな額となっております。特に食器については、現在使用されているものと購入予定のものを見比べながら審査をいたしました。食器の形状、重量等の使い勝手のよさ、耐久性、そして、何よりも子供たちが毎日使用するものですから安全性を重視しての選定となっているようで、かつて環境ホルモンの問題があったとき、磁器などの食器に変えたことがありましたが、重さや割れやすいなどの弱点があり、今回はPEN樹脂という新しい素材を用いた、極めて安全性の高い食器というふうに判断いたしております。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。 — 22番。

22番（佐々木正己君） お尋ねします。

冒頭、賛成多数で可決ということですが、その反対というところはどこにありましたのか、御説明をお願いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 特に討論もなかったわけで、明確な判断はできかねますけれども、後の議案との絡みであるというふうに考えております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） 15日に付託になりました審査を終了しておりますので、御報告申し上げます。

議案第138号平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)中、産業部、建設部に関する事項、全員の賛成により可決いたしました。

内容について若干の説明を申し上げます。本会議でも大分取り上げられましたので、少ない報告になるうかと思いますが、御了解願いたいと思います。

19ページ、6款3項漁港費の14使用料及び賃借料、重機借上料75万円、これにつきましては、小砂川漁港のしゅんせつ工事の補正でございまして、本年度は4月、5月、10月と3回行っております。この予算に関しては、来年の2月ころ、いわゆる漁期に当たる前にもう一度しゅんせつを行いたいということで補正となっております。20年度には、防波堤に穴があいているということで、そちらの改修工事も予定しているということでございます。

同じく19ページ、7款商工費中の商工振興費、秋田県経営安定資金融資保証料補助金についても質疑がございました。どのぐらいの件数かということで、工場の新設1件、店舗の改装、新築、新装が2件、建築業3件分ということで、500万円の枠から出てしまったということでございます。

これは秋田県の制度資金ではございますが、この制度資金に対して、現在、利子補給を継続しているのは我がにかほ市だけということでございまして、今後とも、景気の動向などございますが、できれば続けてもらいたいと思います。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 15 番榊原均委員。

15 番（榊原均君） 委員長に 1 点だけお伺いします。

20 ページの 8 款土木費の委託料ですけれども、いろいろ本会議でも取り上げられておりますけれども、委員会でさらに深まった審査がされたのかどうか、その辺ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 土木費の委託料ですね。こちらのほうも、いわゆるこの委託料を設置したというのが、これからつくろうと、いわゆる計画性があるのかどうか、それをもとにして、例えば土地の購入なんかもあったわけでございますが、それとの整合性についていろいろ意見が出ました。当局のほうではもちろん、東西通路をこれからつくっていききたいという旨で委託料を置いたというふうに伺っております。以上です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで議案第 138 号に対する討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 138 号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案どおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 18 分 閉 会

---

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長



午前 10 時 20 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 15、議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）までの議案 15 件、日程第 16、陳情第 12 号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書から、日程第 22、陳情第 18 号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書までの陳情 7 件及び日程第 23、請願第 2 号市道（546）水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書（継続審査中）1 件、計 23 件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 3 件、陳情 2 件につきまして、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第 132 号にかほ市基本構想の策定についてでございます。

全体としては、それぞれの項目が網羅されているわけであります。しかしながら、第 1 点、策定の時期が遅かったために実質審議の時間が少ない。つまり、これは、この後に控えるタイムスケジュール、つまり 3 月には予算が提案されるわけであります。予算編成の絡みもあって本定例会がタイムリミットでないか、そういう意見でございます。そういうことから実質審議の時間が少ないこと、また、策定の趣旨にあったような新しいにかほ市としての独自性や、あるいは目指す方向が抽象的であること、これが第 1 点であります。第 2 点、主要課題の中に、にかほ市教育の基本理念、この項目をうたうべきであること。これが第 2 点であります。第 3 点、当基本構想が可決されますと、この後、引き続き、基本計画、あるいは実施計画の策定に入るわけでございますけれども、この基本構想の理念、こういったものをすべからく反映してほしい。以上、3 点の意見を付し、当委員会では全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 133 号でございます。秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更についてでございます。

当局からも説明ございましたけれども、25 市町村、さらには 22 の一部事務組合、これで当組合が構成されておりますし、必要な事務、これを共同処理しておるわけでございます。この共同処理の中に、非常勤消防団員の損害補償、あるいは、退職報奨金の事項が規定されてございます。先ほど消防組織法の一部が改正されまして、条文の変更が生じたわけでございます。内容については変更なかったわけでございますけれども、条文の変更ということでございます。これにつきましては何ら異議なく、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 134 号でございます。秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更についてでございます。

これも若干当局からも説明ございましたけれども、合併によりまして、全市町村、つまり 25 市町村に縮小されたわけでございます。市が 13、町村が 12 と、こういう状況でございます。合併によりまして、地方公共団体の数が大きく減少したわけでございます。それに伴いまして、組合の議員、これの定数の見直しが生じたわけでございます。その第 1 点は、町村長が互選する議員、現在まで 11 名おりましたけれども、これを 6 名に減少すると、こういうものでございます。さらには、議員を 14 人いたものを 9 名に減少すると。これが規約変更の第 1 点でございます。第 2 点は、地方自治法の一部が改正されまして、助役、収入役制度の見直しがされるわけでございます。それに伴いまして、助役、収入役を副管理者と名称を改めるというものでございます。これにつきましても、当委員会では何ら異議なく、全員の賛成で可決に決しております。

次、陳情でございます。

陳情第 13 号でございます。「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情でございます。陳情者は、秋田県社会保障推進協議会会長渡辺淳さんからのものです。

暮らしを守り、権利と義務を果たすためには、応分の税負担、これは当然に必要であろうと、こういうふうな御意見も出ました。しかしながら、6 月においては、本格的な税源移譲、税源移譲とは言いながら、地方税の関係では増税感否めない状態であったわけでございます。さらに 7 月には、国保税の引き上げ、また、将来は、消費税アップの計画、これもいろいろ言われているところであります。中央と地方のみならず、富の配分といったものから格差社会の広がり、これは現実の問題となっているわけでございます。このような認識から、当委員会では、願意は妥当であるということから、全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第 14 号でございます。「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情でございます。陳情者は、同じく秋田県社会保障推進協議会会長渡辺淳さんからのものです。

非正規雇用という雇用の形態の変化、あるいは医療、保護、特別養護老人ホーム、障害者自立等による利用者負担、これは増大する傾向にあるわけでございます。また、生活保護関係でも、母子加算の廃止などを含む制度の見直しが図られるなど、国民には厳しい面がふえてきておるわけでございます。限られた財源で社会保障の拡充を目指すのが政府の役割であります。そういう趣旨から、当委員会では、願意は妥当であるということで、全員の賛成で採択に決しております。

この後、現地調査も行いました。金浦図書館のこぴあ、仁賀保青少年ホーム図書館、象潟公民館の図書室、さらには白瀬記念館、小出診療所、象潟斎場、鶴泉荘、これにつきましては一部関係者の説明も含めて視察したところでございます。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 去る12月15日、当委員会に付託になりました案件の審査が終了いたしておりますので、報告申し上げます。

議案第135号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、賛成少数により否決となっております。

議案第139号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）、議案第140号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）、議案第141号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

続きまして、陳情第12号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書、陳情第15号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書、いずれも全員の賛成により採択といたしております。

当局の説明と重複する部分がありますが、委員会での審査を報告申し上げます。

本会議で提案理由の説明及び補足説明、そして、質疑に答える形で当局から議案第135号についてる説明があったわけですが、国の法律により75歳以上の高齢者の医療に関する事務を秋田県を一つの単位として行うため広域連合の規約を定めるもので、正規のスタートは平成20年4月1日、全国一斉に施行されます。9月議会でもその準備のための補正予算を既に可決済みでありまして、今回は、後期高齢者医療広域連合の規約を定めるために構成市町村の議会の議決が必要というものであります。法の趣旨は、かかり増しする高齢者の医療費の若者世代との負担格差の是正を柱に、1つには、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、これには県内唯一、にかほ市がメタボリックシンドロームの事業採択を受けて実施をいたしております。2つ目は、医療費適正化の総合的な推進ということで負担の公平性を図っていくもので、3つ目は、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現ということで、平成20年度から、この後期高齢者医療制度が実施されるというものであります。この制度は、広域で運営することにより、財政的リスク分散、事務処理のコスト縮減等のメリットが挙げられます。

この規約の審査については、広域連合議員が合計24名ですが、県内には25市町村あり、全市町村をカバーできないのではとの質問があり、連合長、副連合長の計3名が加わることで、連合議会に出席しない市町村はないということ、また、にかほ市の今回の負担は、経過措置の5に基づき、均等割が5%、これは全体の0.2%相当、後期高齢者人口割45%、平成17年10月1日現在の数値で算出されておりますので、3,708人となっており、同じく全体の1.13%、総人口割50%で、2万9,173人の算出で1.27%で、負担割合の合計が全体の2.6%で、補正予算にも出ておりますとおり87万円となっております。割合としても、全体予算の3,344万6,000円から比べればかなり低い位置にあります。規約の各項目についても十分審査はいたしましたが、国が進める後期高齢者医療制度そのものに対する不安や問題視する意見が出され、報告のような結果となりました。

議案第139号は、医療費確定に伴う見込み額の増減調整で、議案第140号は組み替え、議案第141号は、市内全体の簡易水道の将来計画に資するための予算の計上となっております。

陳情第 12 号は、陳情趣旨にもありますように、秋田県内の医師不足は非常に重要な課題となっております。健康福祉部から、旧由利郡内、にかほ市の現状を伺いながら審査をいたしました。平成 12 年ごろのデータですが、由利本荘市内に医師が 192 人、人口 10 万人対比で 155.9、にかほ市内は 23 人、同じく 78.7 と、数字だけ見ても極めて深刻な状況であり、採択といたしております。

陳情第 15 号は、この陳情に関しましても健康福祉部から地域の現状を聞きながら審査をいたしました。私たちが想像する以上に、今実際に医療を受けている高齢者の現実は厳しいようであります。急激な国の制度改革では、現状へのフォローが不十分で、受け皿の問題も含め、せめて現状維持で、大幅な削減は高齢者医療、介護に混乱を招きかねないということで、願意を妥当として採択をいたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。 — 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 議案第 135 号について伺います。

その前に議長にお願いしたいんですが、事が事だけに、委員会で詳細に検討していないところの質問に入った場合に、当局からの説明を許可していただけるかどうか、議長の御見解を伺いたいんですが。

議長（竹内睦夫君） 委員会を過ぎておりますので、それはもう質疑終結しておりますので、できません。

22 番（佐々木正己君） それでは、反対が多くて否決ということですが、きのうの段階で、各県内の議会が 17 ぐらい終わっているようですが、すべて可決になっております。我が市だけが委員会否決ということで、極めて異例な状況かなというふうに思いますが、これ、否決して、仮に連合会に入らないよといったことが法的にできるのかどうか。それと、入らない場合に、にかほ市のメリット、デメリットについて検討したかどうか、2 点についてです。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） ただいまの御質問の件については、委員会では詳しい審査はいたしておりません。最後に申し上げましたように、国の制度そのものに不安や問題視という点が大きかったものと判断いたしております。

議長、暫時休憩を願います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 40 分 休 憩

午前 10 時 42 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

22 番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 何か委員会の審査の仕方が随分ずさんなように思いますが、それに参加しない場合に、25の市町村のうち1つだけ参加しないといった場合に、我がにかほ市が利益を享受できるかできないか、その辺の審査はしたんですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほど休憩のときにも申し上げましたけれども、具体的な数値の算出がなかなか現段階では難しいということで、その辺についても審査はいたしていません。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 新聞報道によりますと、先ほどの予算のことにも関連して、委員長みずから関連するという答弁でしたのでお聞きしますが、この単行議案は否決したと。それで、予算のほうは可決すべきが5、否決すべきが2で、賛成多数でもって予算は通ったと。この辺の整合性に関して、この単行議案のときには、委員会ではその辺の話はしなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 議員個々の判断による採決でありましたので、委員会が終わった段階で、そういう結果が出たということで、一事不再議の原則によりまして、やり直しということはありません。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 仮にこれ、本会議でどうなるかわかりませんが、これは医療費のことなわけですね、最終的には。で、老人医療費を、いわば75歳を区切って、分割の診療報酬体系になるということで、連合会に参加しない場合に、先ほど言いましたが、具体的に治療を受ける側のお年寄り、高齢者の方が不利益になるとかならないとか、そういうことの審査はしたんですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 何度も申し上げておりますけれども、そういう具体的な算出がなかなか現段階では難しいということで、そういった審査はいたしていません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 付託になりました事件につき審査が終わっておりますので、報告申し上げます。

議案第131号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第136号市道路線の認定について、議案第137号市道路線の変更について、議案第142号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第143号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第144号平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）、議案第145号平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について、全員の賛成により可決しております。

続きまして、陳情第 16 号大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書、並びに陳情第 17 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書の提出について、全員の賛成により採択としております。

陳情第 18 号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書につきましては、全員の反対により不採択となっております。

続きまして、継続審査となっております請願第 2 号市道(546)水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書(継続審査中)、賛成多数により採択といたしております。

本会議でも質疑もされましたものもございますが、重複した際は御容赦願いたいと思います。

議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、こちらのほうは、産建委員会の質疑通告書もございまして、それとあわせての報告とさせていただきます。この条例制定に関しましては、合併協定の項目におきまして統一するということになっておりました。現状の人頭制による — 仁賀保地区でございますが — 使用水量が算定されないという方法では、流入量の一定しない状況もあり、そのことにより処理方法にも影響があり、今後の適正な維持管理を保つには、使用水量に見合った平等な料金体系で統一することが必要と考え、今回の内容となっております。

市道路線の認定、また、市道路線の変更、並びに公共下水道、農業集落排水事業、ガス、それから水道会計については、若干の審査はございましたが、熱量変更からの人員異動というものが主なもの — ガスに関しましては — ということで、報告することは特にございません。

続きまして、陳情第 16 号大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書につきまして、かなりの時間を割きまして、審査をいたしました。象潟町横岡地内の大規模養豚施設建設計画については、さきの全員協議会において当局より説明を受け、本定例会においても市長より報告があった次第でございます。当委員会でも陳情代表者の板垣氏を説明員として求め、詳細を伺ったところでございます。

建設予定地には、本市の上水道や簡易水道の水源となる表流水、また伏流水など取水施設の上流域に当たることから、このまま計画が進行し、工事に着工・稼働した場合には、水道水を起因としたクリプトスポリジウム対策に多大な費用を費やすほか、多くの地域住民に将来とも不安を与えることとなります。地域住民に対して十分な説明も行われないうまま、本年 7 月 25 日には土地の移転登記がなされ、30 万 2,935 平米、およそ 30.2 ヘクタールでございますが、登記して、進出するということになっております。株式会社秋田畜産物流の所有となっております。また、来年の 2 月ごろには市に協定を結びたいとの意向であるとも伺っております。余りにも一方的な戦略と言わざるを得ないということでございまして、本陳情に対しては全員の賛成により採択をいたしましたところでございます。

続きまして、陳情第 17 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情につきましては、本市議会においても、先般、林活議員連盟が発足いたしまして、これから活動していかなければならないということでございます。請願の願意は十分理解できるものでありまして、我々、林活議員連盟も内容に即した活動をするべきとの意見があり、全員の賛成により採択となっ

ております。

継続審査となっておりますが、委員会で前回、現場の踏査もして確認しておりましたが、まず、防雪さくでございますが、こちらのほうはコンサルにお願いをして調査をしたということでございますが、地形的に多方向からの風向きがあり、防雪さくが逆に除雪を阻むおそれがあるということで、これについては設置は無理ではないかというふうに伺っております。が、しかし、除雪対策につきましては、本年度、御承知のとおりロータリー車を購入しております。幅出しなどの管理対策はできるということを伺っております。また、バイパスにつきましては、今すぐということにはならないが、今後、予算要求をしていきたいというふうになっております。

審査の中で、前回継続審査となった理由の中の1つでございますが、こちらのほうは地域要望として17年の10月に出しております。いわゆる地域要望と請願の兼ね合いということで、若干の審査、話し合いがありました。が、しかし、願意においては、住民の安全・安心ということでございますので、採択と決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。 — 16番 竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 陳情の米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書は、これは不採択というふうにして、常任委員会では全員の不採択と。で、その中で、この陳情者から出された要望事項の、現実的に、例えば平成14年の農水省の米の表示等についての検討会の内容とか、あるいは「回転備蓄方式をとる現行の政府備蓄米制度は、原価を割った価格で新米と同時に競争入札がされていると。したがって、米価が下落するのは」というふうに書いているんですが、実態的にこういう内容について当局からの説明とかそういうものを求めて、この審査がやられたのか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

願意につきましては、ほぼ委員会の中では認めたい。ただ、政府米に関しての内容が若干こちらの願意ではないのかなと。一番の不採択の理由といたしましては、陳情者その方が、いわゆるここで生産を上げたいということであるんですが、陳情者そのものが生産調整を行っていないという方でございます。まずはそのほうが先ではないかということで、不採択となっております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 22番 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 陳情第16号について伺います。

市長からの県への報告も、大体、今、委員長が述べられたようなあれと、そういったようなことで、水源があるということで — という報告を県になされているようですが、そういった市長サイドの報告、並びにこの陳情の採択ということであっても、最終の任免権者は県なわけでしょう。ということで、その流れとして可能性はどうかという審査をなされたか。それと、最終、要するに、任免権者のあれによっては、業者が法的な根拠をもって対抗するという可能性もあるので、その辺の審査をなされたかどうか、ちょっと伺いたいのですが。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

まず、1点目でございますが、経過につきましては、こちらを建設するに当たっては、住民との協議の上に協定書を結ぶということになっています。こちらは県のインターネットを開いていただければ出てまいります。まだそれもしておりません。そして、その協定書を結んでからの向こうからの進出となるわけでございますが、それを食いとどめる法律というのは今のところ見当たらないということをお伺っております。

そして、対抗してきた場合にこちらとしてどうするのかという場合には、市としての条例、並びに、これはもう市民団体といいますが、議会議決を付して、そういう要望・陳情を県のほうに上げていくわけでございますが、法廷闘争になる可能性もなきにしもあらずということをお伺っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに。 — 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 陳情第16号大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情の関係でございます。

この事業の推進には、畜産という産業振興、もう一つは水利用、あるいは水処理、生活環境保全というこの両面があるように思われるわけであります。自治会長会の役員の皆様は、いち早くこの事業に着目されて、市当局の話し合い、あるいは陳情の趣旨の文面にもありますけれども、専門的な情報収集、これに当たられたように感じられるわけであります。ただ、議会としては、このような大規模計画でありながら、ほとんど議論をしていないのが現状であります。少なくともこういった大規模計画というものであれば、議会で十分な議論の場が持たれる。これは普通の姿ではないかというふうに自分は承知しているわけであります。そこで、ただいま申し上げたような観点から、議会での議論がほとんどなされておられない、こういった点について委員会ではどのような審査をしたのか、詳しくお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

産業と、いわゆるこの養豚、それから地域住民の安全、もちろん委員会の中で十分な意見が出まして、審査をいたしました。確かに、ある地域では、北秋のほうでは、新聞にも出ておりましたが、こういう事業に対して、銀行、農林公庫、JAが賛同して養豚事業に着手するというのも伺っております。が、しかし、場所の問題がとにかく、にかほ市においては、取水の上流にこの場所が来るということで、養豚事業、それから養豚産業に関しまして反対ということではないのです。もし場所があって、何十億という投資がこの市に入って、雇用が生まれ、産業になるとすれば、それはそれでまた考える必要性があるという意見も出ておりました。先ほど申し上げましたとおり、とにかく取水地 — 安全をとるのか、産業をとるのか、これは私ども委員会では、地域住民の安全をとるということで、採択となったわけでございます。

そしてまた、議会全員で、全体で話し合いをするという、しなければならぬのではないかという意見も出ました。が、今、12月定例、もう間もなく10日余りであります。これから協定書を業者が市に持ってくるまで、2月上旬なのか下旬なのかわかりませんが、2ヵ月ないわけであります。

まずは委員会としての精査した面をこの場で出すのが先と思い、採択といたしたわけでございます。その後、議会としてどういうふうに決議するのか、私のほうで逆にお伺いしたいところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 再度質問させていただきます。

市長の市政報告では、11月9日に関係者3名が来庁したと。で、来年の2月ごろに林地開発に伴う協定書の協議を行いたいという旨の、市に対して、計画を持っている会社からのごあいさつがあったということが市政報告で述べられております。また、さきの同僚議員の一般質問に対する市長の答弁として、委員長もちょっと触れられましたけれども、畜産振興に異を唱えるものではないと。ただし、現在地での展開については懸念があると。これが市長の答弁というふうに私は理解いたしました。そこでお伺いいたします。

現在、市では、株式会社秋田畜産物流、この計画を持っている会社とはどのような協議の過程にあるのか。それから、これからのスケジュールみたいなものはどうなのか。それから、先ほどちょっと意見が出ましたけれども、対県とのにかほ市としての接触、この辺あたりはあるのかなのか、その点につきましても審査されましたら、御答弁をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 御質問は3点かと思いますが、経過としては先ほど池田議員が申し述べられたとおり、11月に来庁して、2月ごろに来たいという旨 — まあ始まりが7月の10日ごろから数回 — 暫時休憩願います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 失礼いたしました。確認いたしました。2回来て、今の2月に向けているということでございます。

県との接触でございますが、市長が県のほうに赴いたということは伺っております。

【「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） スケジュール等につきましては、先ほども触れましたが、2月ごろに来るといふこと以外は伺っておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） ただいまの大規模養豚場建設計画に関する審査の内容について一部お聞きいたします。

審査に当たりまして、株式会社秋田畜産物流からの、例えば養豚事業、何頭 — 頭数ぐらいを目標にしているかとかという具体的な何か資料はあって審議されたものかどうか、その点1点だけお聞きします。具体的な計画があったかどうか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 業者からの具体的な数値及び提示はございません。

議長（竹内睦夫君） ほかに。 — 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 今の陳情第16号の大規模養豚場の進出の件でございますけれども、まず1つ、これからいろいろ御質問するわけでございますが、常任委員会の委員長でございますので、議会の中での答弁をするということをやまず第一点、心にきちっと入れてもらいたい。答弁の過程で執行部と相談するようでは、議会のありようになっていないということをやまず忠告しておきます。したがって、わからないことについてはわからないで結構です。委員会といえども、すべてを網羅することは物理的な時間もありますので、私は不可能なことが多々あると思いますので、そのところを私は責めようと思っておりません。事実をありのままに私どもに教えていただきたい。

こういう観点から御質問いたしますが、実は、この大規模養豚場については、7月13日に、私ども全員協議会に助役が出席して、こういう計画があるよということを私どもは聞いております。私は、そのときに最初に発言しているのは、こういうような大規模な事業の進出については、市当局がその内容をよく調査、熟知した上で、本市のためになるものであるならばやらなければいけないし、だめなものであれば市民に諮るまでもないよということを、執行部としてよくやっていただきたいということを注文つけているはずであります。

その後に、いろいろうわさが飛び交っておるわけでございますが、何といたっても一番の問題は、水源地の上流にこういった施設が来るといふことは大変な問題でございます。そこで、委員会としては、当該企業が進出する位置に、水源地といふのはどのぐらい存在するのかどうか、あるいは最も近い水源地といふのはどこなのかどうか、そういうような調査をなされたのか。

それから、再三再四、各議員からも指摘されておりますけれども、いわゆる進出するであろうという株式会社秋田畜産物流との話が一向に通っていない。ただただブタは大変だという話で反対反対になっている。私は、今回の一般質問で申し上げました。このまちの水道といふのは、こういう場当たり的なことではなくて、基本的には恒久的な上水道対策をとるべきだということで、私は金浦地区を例に挙げて一般質問したわけでございます。したがって、クリプトスポリジウムの問題についてもいろいろ議論がございます。今の現状を見て、現在の水源地で、このクリプトスポリジウム

対策をとる必要があるのかわからないのかです。その辺のことを委員会でどのように調査されたのか、お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

水源調査を場所に限ってはいたしておりません。ただし、取水が白雪川であるということで、いずれ当建設予定地から排水されるであろう川は白雪川であろうと。そこから水から取っているということでもあります。そして、それが雨水や、そこから出た水に関して地下浸透した場合には、どこにどういうふうにとりうふうなものは私もわかりませんし、そこら辺は調査しておりません。

それから、クリプトスポリジウムに関しましては、水道法の設置要綱などを勘案いたしまして、来るのであれば、衛生上の措置として必要なのではないかとということまで審査はいたしました。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） クリプトスポリジウムの問題につきましては、これは原水に、分析した結果、大腸菌が0.1出た場合はそういう対策を講ずるという水道法の規定になっているわけがございます。したがって、現在のまちのガス水道事業所においても、常時そういうようなものは調査はなされているはずでございます。そういうようなことをやはり委員会としては当然のごとく調査をし、その上でいろいろな御判断をなさなければいけないというふうに私は思っているわけですが、先ほど来いろいろなお話を聞いていますと、どうも総合的な情報が不足している。こういう状況の中で、反対賛成の前に、私はこの陳情に対するものの取り扱い方、いささか安易ではないかと思えます。別に私は養豚場の進出に賛成するものでもない、反対するものでもございませんけれども、企業がそれなりの場所を選んで、いろいろな難しさを承知の上で来るということは、少なくとも今、産業廃棄物なり公害を出しては企業は成り立たないというのは、我々以上に当事者がよく熟知している事実です。ましてや、抗生物質で……

議長（竹内睦夫君） 質問、簡潔にお願いします。

14番（佐々木清勝君） ……やっているようなものもありますので、もう少し、そのところを委員会としても説明をできるようにしてもらいたい。再度ひとつお尋ねいたします。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） なかなか舌をかみそうであれですが、クリプトスポリジウムに関しましては、今回の陳情が出てから私も知ったような次第で、これは勉強不足と認識いたします。

それから、その産業につきましても、前段申し上げましたが、産業が来る来ないという時点で、例えば場所の選定から入るとか、その辺を配慮する、そういうことも企業にとっては必要なのではないかなという意見も出ておりました。そういう観点から、取得はもうそこに決まって、土地の登記もなっているということであれば、それに対しては、我が委員会の中では反対せざるを得ない。先ほど申しましたが、住民の安全を第一に考えたいということで、採択をいたしましたわけでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 最後に1つお聞きいたしておきます。これは議論されたかどうか私もわかりませんが、こういうような陳情に対する取り扱い、どちらかという、一方的な形で反対ですと出たときに、今度、新たな企業が進出するときに、こういうようなことが本当に取り扱いとしていいのかどうかというような、そういうような議論は委員会ではなされませんでしたでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 取り扱いについては別段審査しておりません。今後出てくれば、それに対応していきたいということでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告を終わります。所用のため 11 時 30 分まで休憩します。

午前 11 時 16 分 休 憩

午前 11 時 32 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）、賛成多数で可決に決しました。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 131 号の討論を終わります。

これから議案第 131 号を採決します。この採決は起立によって行います。

皆さんに申し上げます。この後、順次採決は起立採決で行いますが、起立の際は、事務局が確認できるまで、暫時の間起立のままでいていただきたいと思っております。立ってすぐ座ると確認できないと困りますので、よろしく願います。

議案第 131 号、この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案

は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 132 号にかほ市基本構想の策定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） これから発展していこうとするにかほ市の基本構想が今初めてつくられるわけです。したがって、これをどのような形でつくっていくのかというのは、私たちにとっても大きな責任があると思って、一石を投じたいということで、あえて反対の討論に参加をさせていただきたいと思います。

新しいにかほ市の理想として、ふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げ、その理想を達成するために、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念としますというふうになっています。で、今、国民の大多数の声を無にして、国会では教育基本法が、私から言うと改悪されました。この中でも、第 2 条第 5 項で、我が国と郷土を愛する態度ということで、愛国心を取り入れた内容になっています。これは、過去の戦前、戦中の忌まわしい、あのような形になっていった原形であります。愛というのは、心の問題です。したがって、こういう情緒的な、だれでもが自由な発想でいろいろなことを言ったりということ、愛する市民の心と、こういうふうに入れることについて、やっぱり私は疑問を感じます。

先日、毎日新聞のスポーツ面で、文化賞をいただきました、にかほ市は、T D K の野球の関係です。ああいうものに対して、私たちはやっぱり心を熱くして、一人一人がよかったなという気持ちで、ああいうものを私はやっぱり大切にすることは全然反対はしません。しかしながら、これから 10 年間の基本構想の策定に当たって、「愛と心」というような形で入れなければならないという必然性はないだろうというふうに思います。

2 つ目は、先ほど総務委員会の話でも 3 つの附帯的な意見が出されましたが、審議時間が少ないと。で、例えば市民との協働というふうに我が市は標榜しております。この総合発展計画をつくる過程では、確かに住民アンケートは実施されましたし、その報告も広報でされております。あるいは、住民検討委員会が 5 回にわたって、13 人ですか、かなり精力的に頑張ってやられたと報告もあります。しかしながら、一般の市民の皆さんが、この基本構想を、基本計画を含めてですが、策定に当たってどの程度参加できる保障がされたんでしょうか。一般質問で私は申し上げましたが、恐らく策定はされるであろうけれども、その内容について、あるいは住民が参加をする、そういういろいろな、市議会が先頭に立って住民と話し合いをしていくと、そういうものについて保障すべきだというふうに質問をしましたが、残念ながら、今までと同じような形での答弁しか得られませんでした。

基本構想と基本計画は一体のものでありますが、本議会では、私たちには基本構想の議決権しか現在ではありません。しかしながら、一体として見た場合に、例えば、基本計画に総合文化施設整

備や総合体育施設の整備検討が盛られております。一方、私の持論であります、人づくりに必要不可欠な ― 市長も言っています、必要なものだ ― 図書館機能強化については、今までと同じような、発展性が感じられない基本計画になっております。

さらには、医療の問題についてであります。市民がアンケートの中でも言っていますが、医療機関の充実ということで、多くの人々が求めています。現状のにかほ市の医師の状態を見ますと、全国10万人に対して200、それに対して由利本荘市とにかほ市をあわせて医師数が192人で、155.9、秋田市周辺では246.2。ところが、にかほ市は10万人当たりでいきますと78.7と、3分の1であります。したがって、こういう医療の問題についても、私はやっぱり大胆に政策をつくっていく。確かに、財政の問題はありますけれども、そういうような構想、計画が盛られて初めて、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」になると思うんです。

この総合発展計画の全体的なイメージからいきますと、印象から言いますと、理念はいいわけですけれども、その理念をどういうふうにして実施するのか。大胆な、あるいはダイナミックな、そういうものが、今回せっかく ― いろいろな思いを込めながら、反対もありましたが ― 合併した市ですから、そういう計画がつくられて、市民の皆さんからも受けられるというふうを考えて、あえて今回の基本構想について反対を申し上げたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議案第132号に対する討論を終わります。

これから議案第132号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第132号にかほ市基本構想の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第133号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第133号の討論を終わります。

これから議案第133号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第133号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 134 号秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 134 号の討論を終わります。

これから議案第 134 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 134 号秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 135 号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 135 号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、反対の意見を述べます。

この制度は、政府自民党、公明党が 6 月に医療制度改悪法を成立させた、そのところから来ているものです。そのため、10 月からは、1 つは、70 歳以上の現役並み所得者の窓口負担が 2 割から 3 割へふえる。2 つ目には、70 歳以上の療養病床入院患者の食費や居住費の自己負担がふえる。3 つ目には、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、こういうことが行われたわけです。このほかに、診療報酬のマイナス、療養病床の 6 割削減、再来年の 4 月からは、一般や低所得者も 70 歳以上から 74 歳までは 2 割負担。このような流れの 1 つとして今回の後期高齢者医療広域連合の設置というのがあります。国民の健康や医療には国の支出を抑えるというところから強制的に出してきたもので、市当局の責任の範囲ではない、これは明らかです。

この広域連合というのは、75 歳以上の高齢者を国保などこれまでの医療保険から切り離し、独立した高齢者医療制度をつくるものです。これには多くの問題はありますが、7 つほど簡単に挙げてみます。

問題の 1 つ目です。これまで、サラリーマンの子供に扶養されていて、保険料を払っていなかった人も払わなければいけない。すべての高齢者から保険料を徴収するということです。しかも、月 1 万 5,000 円以上の年金収入がある人は、介護保険料と同じように保険料を年金から天引きされるというものです。年々減らされている年金から、介護保険料、高齢者医療費のどちらも天引きされ、これまで以上に深刻です。この 6 月には、住民税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、非課税措置の廃止、定率減税の半減、これらの影響で、高齢者に大幅な増税があったということも考えなければいけないと思います。委員会審議の中では、ある委員は、制度は生きるけれども、暮らしはできないと言っていました、まさにそのとおりだと思います。

問題の 2 つ目は、保険料を滞納すると、国保と同じように保険証の取り上げをし、短期保険証とか窓口で全額払わなければいけない資格証明書を出すと、こういうことになります。

問題の 3 つ目、これは現役世代と高齢者との世代対立をあおる仕組みをつくっているということ

です。現在の老人医療制度でも、現役制度から拠出金が出ています。しかし、一人一人の給与明細書などではその額はわからないようになっていきます。しかし、新しい制度では、現役世代が払う保険料の内訳を示すので、給与明細書を見れば、自分の保険料のうち高齢者の保険料として幾ら払っているか、一目でわかるようになっていきます。これでは、高齢者はますます肩身が狭い、そういう思いをすることになるのではないのでしょうか。

問題の4つ目ですが、保険料の額は、高齢者増と医療費増に伴い、2年後の見直しで上がる仕組みになっているということです。厚生労働省の資産でも、制度がスタートする最初は、平均で月5,000円というふうにしていますが、15年度には月7,000円にもなるとしています。医療を最も必要とする高齢者、重症・重病の患者に負担増と保険料引き上げを迫る。まさに弱い者いじめの改悪案です。

問題の5つ目ですが、この制度では、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬大系を構築するとしています。これは、高齢者にかかる医療費を抑制するため、保険のきく医療と保険のきかない医療の混合診療の導入など、差別診療につながるおそれがあるということです。既にそういう話が財界などからも出ております。

問題の6つ目は、広域連合としてのあり方です。もともと広域連合というのは、廃棄物問題など広域的に処理することが適当な事務を複数の市町村で行うこととし、1994年の地方自治法改定で導入された制度です。にかほ市でも、これまで、旧3町でゴミ処理や消防を広域で行ってきました。このように、本来、広域連合というのは市町村から自発的に発議するものです。これまでの広域連合は市町村の判断で脱退もできていたわけです。ところが、提案されている広域高齢者医療制度は、これまでの広域連合と違い、法律によって市区町村に広域連合加盟を義務づけています。高齢者に保険料値上げや差別診療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めて、脱退も認めないというのは、地方自治の建前にも反するとの指摘もあるほどです。これまで、地方分権とか、地方と国は対等だなどと言っていたのは何だったのでしょうか。

問題の7つ目です。広域連合の議会についてです。前にもちょっとありましたが、25市町村に対して24人の議員です。連合長や副連合長あわせて、すべての市町村に配慮できているようですが、議会と理事者側は立場が違います。議会だから、陳情、請願、直接請求もできるわけですが、広域になるほど、意思疎通、住民の声が届きにくくなる、このようなことも懸念されます。

以上、問題点を挙げましたが、このような制度は、高齢化社会で国にお金がないから仕方がないのではないかと、こういう意見もあると思います。しかし、国の財政の集め方と出し方を変えれば、新たな負担増は避けられます。連結納税制度など大企業や大銀行に対する減税策をやめ、もうかっているところ、大資産からは応分の負担をしてもらうこと、軍事費やミサイル撃墜、米軍への応援をやめる、むだと言われる大型公共事業の見直し、政党助成金の廃止などで、福祉、社会保障を充実させることができます。1つだけその例を挙げます。

企業が税金と社会保障費をどれだけ負担しているかという国際比較があります。日本は、税金と社会保障で大企業が7.7%負担をしている。イギリスやドイツは10%。フランスで12.8%。スウェーデンが13.0%です。経済力の大きい我が国は、国民のためにその力を回せば、医療、福祉、社

会保障を充実させることができると思います。

今議会は、にかほ市の基本構想が提案され、先ほども討論がありましたけれども、そこには、高齢者の生活支援というところで、「今後ますますふえる高齢者の一人一人が住みなれた地域で、いつまでも元気に生きがいを持って暮らせる地域を目指します」、このようにあります。そのためには、政府自民党・公明党の姿勢を国民を大事にするように変えなければならないと考えます。しかし、現実はそのようになっていません。

なお、議案第 138 号の一般会計補正予算には、この制度にかかわる市町村負担金 87 万円が置かれています。その議案にも、これまで述べてきた趣旨で反対であることを申し添えて、本議案に対する反対の討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9 番伊藤知議員。

【9 番（伊藤知君）登壇】

9 番（伊藤知君） 議案第 135 号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、教育民生常任委員長の報告は賛成少数により否決とのことですが、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

医療制度改革については、1 つ目として安心・信頼の医療の確保と予防の重視、2 つ目として医療費適正化の総合的推進、3 つ目として超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度大系の実現、この 3 本の柱をもとに、関連法律が本年 6 月 14 日に国会で成立し、それぞれの柱のもとに実施・移行しているところでございます。にかほ市議会においても、9 月定例会において次の議案が教育民生常任委員会、また本会議で、賛成多数で可決しております。1 つ目として、出産一時金を 30 万円から 35 万円、2 つ目として埋葬料を 5 万円の定額化等を条例改定しております。また、予算特別委員会においては、秋田県後期高齢者医療広域連合準備委員会にかかわる市町村負担金として 29 万 3,000 円を常任委員会、また本会議においても賛成多数で可決した議案でもございます。仮に、この議案を否定した場合にはどのような不具合が生ずるでしょうか。

1 つ目として、法律では、広域連合が全市町村が加入することになっております。にかほ市が加入しないことになれば、法律上、秋田県の広域連合の設置ができなくなります。そのことで他市町村に迷惑をおかけすることになります。

2 つ目に、加入しないことにより広域連合が設置できないばかりか、都道府県単位の運営、保険料の均一など、法の趣旨が損なわれ、それぞれの市町村の財政安定化に支障を来すことになります。

3 つ目として、加入しないことにより平成 20 年度より老人保健事業がなくなるため、後期高齢者は国保に残ることになります。医療費の高い方々を抱えることになり、にかほ市独自で対応することになります。平成 17 年度の老保の支出決算を見てもらえばわかると思いますが、市単独予算が膨大に膨れ上がり、保険料の大幅な値上げが危惧されます。

4 つ目として、にかほ市議会として 9 月定例議会で設置準備委員会にかかわる市町村負担金を可決しながら、設置については否決するのは矛盾しているのではないのでしょうか。国の制度に対して一石を投じる。そのことも大変大切なことでしょう。しかし、にかほ市以外の秋田県の 24 市町村から、にかほ市に石を投げられるようなことは絶対に避けなければいけないと思います。

今、21市町村で議会が開催されており、17議会が終了し、設置にかかわる議案は全議会で可決しております。本議案第135号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置には賛成するものであり、議員各位の良識のある判断をお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第135号の討論を終わります。

これから議案第135号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第135号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置については、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後12時02分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第136号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第136号の討論を終わります。

これより議案第136号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第136号市道路線の認定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第137号の討論を終わります。

これから議案第 137 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 137 号市道路線の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議案第 138 号の討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 138 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 139 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 139 号の討論を終わります。

これから議案第 139 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 139 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 140 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 140 号の討論を終わります。

これから議案第 140 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決でございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 140 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 141 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略した

いと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 141 号の討論を終わります。

これから議案第 141 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 141 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 142 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 142 号の討論を終わります。

これから議案第 142 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。したがって、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 142 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 143 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 143 号の討論を終わります。

これから議案第 143 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 143 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 144 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 144 号の討論を終わります。

これから議案第 144 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 144 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算(第 2 号)の討論を省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで議案第 145 号の討論を終わります。

これから議案第 145 号を採決します。この採決も起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願ひます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算(第 2 号)は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情、請願のほうに入ります。

次に、陳情第 12 号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書の討論を省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで陳情第 12 号の討論を終わります。

これから陳情第 12 号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願ひます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、陳情第 12 号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 13 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書の討論を省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで陳情第 13 号の討論を終わります。

これから陳情第 13 号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、陳情第 13 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 14 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書の討論を省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで陳情第 14 号の討論を終わります。

これから陳情第 14 号を採決します。この採決も起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 14 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 15 号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 15 号の討論を終わります。

これから陳情第 15 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 15 号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 16 号大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書の討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで陳情第 16 号の討論を終わります。

これから陳情第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第 16 号大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 17 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書の提出についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 17 号の討論を終わります。

これから陳情第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 17 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 18 号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書の

討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 簡単に申し上げたいと思います。

まず、国民には、すべてひとしく陳情・請願する権利が与えられております。たまたま委員長報告の中で、この陳情した方が生産調整に参加をしていない、そういう人だったと。しかしながら、願意については理解ができる、そのとおりだと。したがって、人によって差別をすることについて、私はやっぱりいささか疑問を感じます。そういうことで、この内容が願意に沿っているとすれば、当然、この陳情が採択されるものだと思いますから、人を差別するような、そういうことについては、できません。ということで、この陳情に対して賛成をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで陳情第18号の討論を終わります。

これから陳情第18号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、この陳情18号を採択することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第18号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書（継続審査中）の討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで請願第2号に対する討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、請願第2号市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 24 分 休 憩

午後 1 時 26 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 24、議提第 17 号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書から日程第 31、議提第 24 号大規模養豚事業に関する決議まで 8 件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議提第 17 号について、13 番菊地衛議員の説明を求めます。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 17 号について、提出の説明を申し上げます。

秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書であります。

陳情第 12 号の採択に基づきまして、内容は先ほど報告してあるとおりであります。

提出者は菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく市川雄次、同じく佐藤文昭、同じく村上次郎、同じく竹内賢、同じく佐藤元、同じく本藤敏夫。以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 17 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 17 号の質疑を終わります。

これから議提第 17 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 17 号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 18 号及び議提第 19 号、2 件について、4 番池田好隆議員の説明を求めます。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 議提第 18 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書についてであります。

会議規則第 14 条の規定によって提出するものであります。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己でございます。

意見書は別紙記載のとおりでございます。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

次、議提第 19 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書についてであります。

別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己でございます。

別紙意見書（案）のとおりでございます。御一読いただきたいと思います。

意見書の提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 18 号及び議提第 19 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 18 号及び議提第 19 号、2 件の質疑を終わります。

これより議提第 18 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 18 号に対する討論を終わります。

これから議提第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 18 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 19 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 19 号に対する討論を終結します。

これから議提第 19 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 19 号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 20 号について、13 番菊地衛議員の説明を求めます。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 20 号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書について、会議規則第 14 条により提出いたします。

提出者はにかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく市川雄次、同じく佐藤文昭、同じく村上次郎、同じく竹内賢、同じく佐藤元、同じく本藤敏夫。

内容につきましては、陳情第 15 号の採択に伴い提出するもので、別紙を参照していただきたいと思ひます。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣となっております。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 20 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 20 号に対する質疑を終わります。

これより議提第 20 号の討論を行います。討論ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 20 号の討論を終わります。

これから議提第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 20 号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 21 号について、5 番宮崎信一議員の説明を求めます。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書について、会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく山田明、同じく池田甚一、同じく佐々木平嗣。

内容については別紙のとおりでございます。

提出先も別紙のとおりでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 21 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 21 号の質疑を終わります。

これより議提第 21 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 21 号に対する討論を終わります。

これから議提第 21 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第 21 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 22 号及び議提第 23 号の 2 件について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） それでは、にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてで

す。

提出者、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者は、にかほ市議会議員佐々木正己、同じく飯尾善紀、同じく池田好隆、同じく宮崎信一、同じく菊地衛、同じく山田明です。

内容についてですけれども、別紙2枚目ごらんいただいて、第8条中のところにありますように、委員の選任、「常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による」というものです。

この改正趣旨ですが、地方自治法の改正によるものです。本来、改正前では、常任委員は会期の初めに議会において選任する必要があると規定されていますが、この場合だと、閉会中において、例えば補欠選挙で当選した委員は直ちに委員として委員会活動に参加することはできなかったということにより、この欠点を補うために、当選後直ちに議会の自主的な審査機関である委員会の委員となることができるようにしたというのが本条例の改正の内容でございます。

続きまして、第23号です。今度は、にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてです。

提出者は第22号と同じでございます。賛成者も同様でございます。

内容についてですが、2枚目をごらんいただいてわかりますように、一番上の行です、「第14条に次の1項を加える」。第2項なんです、「委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない」というようになっています。これは常任委員会の議案提出権です。これも地方自治法の改正に伴い、追加されてきたものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第22号及び議提第23号、2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第22号及び議提第23号に対する質疑を終わります。

これから議提第22号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第22号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、これから議提第23号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第23号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第 23 号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については原案のとおり可決されました。

次に、議提第 24 号について、5 番宮崎信一議員の説明を求めます。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 大規模養豚事業に関する決議。

別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

提出者、宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく池田甚一、同じく山田明、同じく佐々木平嗣。

内容については、先ほど来から申し上げておりますが、最後の 5 行ほど読ませていただきます。

今定例会に市民の代表として、象潟自治会長連絡協議会会長他 9 名より連名で、大規模養豚場建設計画に反対を求める陳情書が提出されており、施工主は、地域住民に対して十分な説明責任も果たさないまま、進出されようとしていることは、この先地域住民に多大な不安を与える要因となるものであり、したがって、当局においてもこの計画に対し、慎重に対処するよう強く求めるものがあります。

以上、決議をいたします。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 24 号に対する質疑を行います。 — 15 番榊原均議員。

【15 番（榊原均君）登壇】

15 番（榊原均君） 提出者に対して 1 つお伺いしたいと思います。

先ほど請願が採択されまして、中止を求めるものでございますけれども、この決議書に関しては何か順序が逆なのかなという感じがするわけです。当局において、この計画に対し慎重に対処せいと。で、先ほどの陳情は中止ですよ。建てちゃだめだという、それを採択しているわけですよ。これが、こういう大型の大規模養豚場の計画が出た段階で議会が議決して当局に申し入れる分には、私は理解できますけれども、先に中止を求めるものを採択しておいて、後から慎重に対処してくださいというのは、ちょっとその辺のバランスがあれなのかなと。まあこの文面の中にそういうものが含まれているのかなという感じはしますけれども、これをぼっと読んだときには、先ほどの中止を求める陳情の採択と、当局には慎重に対処してくれよと、じゃ、慎重に対処して建設してもいいんですかというとり方もされかねないわけですよ。その辺のところをどういうふうにお考えになっているのか、その辺お聞かせいただきたい。

議長（竹内睦夫君） 宮崎信一議員。

5 番（宮崎信一君） 先ほどは、委員会中の採択を本会議で採択をいただきました。で、それをもって、当局にも同じように考えを持って当たってもらいたいという、そういう意味でこの決議を提出したわけでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 24 号の質疑を終わります。

これから議提第 24 号の討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議提第 24 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第 24 号大規模養豚事業に関する決議は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 18 年第 8 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 1 時 48 分 閉 会